別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六八		五三五

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	七九九	一、二二四	

別表第二の表人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、七〇〇＋職員数×六、二〇〇		

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百五十三号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十六日　文部科学大臣　下村　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五三二	一、〇八四	七一八	一三、二七二（一〇、五九五）	三、七七四（一、九七七）
設備の整備に要する経費	三六	七二二	一四二	六、八七九（五、一二三）	一、八一七（六六四）
合計	五六七	一、八〇五	八六〇	二〇、一五一（一五、七一八）	五、五九一（二、六四一）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七九六	一、四五四	一、〇四九	一五、三七四（一一、九五九）	四、一四〇（二、〇四五）
設備の整備に要する経費	七〇	一、四四二	二八一	九、二一七（六、五八七）	二、四六八（六六四）
合計	八六六	二、八九六	一、三三〇	二四、五九一（一八、五四六）	六、六〇八（二、七〇九）

別表第一の一の㈢の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二五八
三四七	二八四

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六八		五三五

別表第一の二の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	七九九	一、二二四	

別表第二の表人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、七〇〇＋職員数×六、二〇〇		

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百五十三号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十六日　文部科学大臣　下村　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五三二	一、〇八四	七一八	一三、二七二（一〇、五九五）	三、七七四（一、九七七）
設備の整備に要する経費	三六	七二二	一四二	六、八七九（五、一二三）	一、八一七（六六四）
合計	五六七	一、八〇五	八六〇	二〇、一五一（一五、七一八）	五、五九一（二、六四一）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七九六	一、四五四	一、〇四九	一五、三七四（一一、九五九）	四、一四〇（二、〇四五）
設備の整備に要する経費	七〇	一、四四二	二八一	九、二一七（六、五八七）	二、四六八（六六四）
合計	八六六	二、八九六	一、三三〇	二四、五九一（一八、五四六）	六、六〇八（二、七〇九）

別表第一の一の㈢の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二五八
三四七	二八四

別表第一の二の㈠の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一七	四三

別表第一の二の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	二六八	五六四	三二七

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	三〇五	四三三	三四三
設備の整備に要する経費	二二	四三四	八五
合計	三二七	八六七	四二八

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	五三二		六八九
設備の整備に要する経費	二六八		五三五

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	七九九	一、二二四	

別表第二の表人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、七〇〇＋職員数×六、二〇〇		

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百七十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイオワ州、アイダホ州、インディアナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）カナダ（オンタリオ州及びブリティッシュコロンビア州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）カナダ（オンタリオ州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第二千百二十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年九月十六日　農林水産大臣　林　芳正